

軽自動車税に関するお知らせ

身体障害者等に対する 軽自動車税の減免について

障害者手帳の交付を受けている方が所有する軽自動車（身体障害者で18歳未満の方や知的障害者または精神障害者と生計を同じくする方が所有する場合を含む）については、普通自動車税の減免を受けている場合を除き、軽自動車税減免の制度があります。必要な書類等を持参の上、申請期間内に税務課課税係で減免申請手続をしてください。

※前年度に減免を受けた方も、毎年手続きが必要です。

※生計同一者が運転する軽自動車について減免を受けようとする場合は、福祉課で交付する生計同一証明書が必要です。

※生計同一証明書の交付には、身体障害者等の通院を証明するもの（病院の領収書等）が必要ですので、必ずご持参ください。

※障害の等級や状態、運転する方などの条件によって、該当しない場合もあります。

所で全ての金融機関の引き落としデータを処理した後に送付しますので、ご了承ください。
なお、5月31日（金）から6月4日（火）までの期間について、軽自動車税が引き落とされた通帳を記帳した後に持参の上、税務課課税係で申請手続を行ってください。

申請期間 5月24日（金）まで
申請場所 税務課課税係（14番書）
窓口

申請に必要なもの 運転免許証、車検証、マイナンバーカード（通知カードで可）、軽自動車税納税通知書、印鑑、障害者手帳（身体障害者、療育、精神障害者保健福祉、戦傷病者）

■問合せ 税務課課税係 TEL 7
2-11111（内線154・1
55）

軽自動車税納税証明書 (継続検査用)について

申請に必要なもの 軽自動車税引き落としの記帳のある通帳、印鑑

■問合せ 税務課課税係 TEL 7
2-11111（内線154・1
55）

期限内に納付しましょう

軽自動車税の納付期限は5月31日（金）です。市税等に未納があると本来納めるべき税のほかに督促手数料と延滞金も納めなければならなくなります。延滞金は納付期限の翌日から計算され、原則、減免はありません。期限内の納付をお願いします。

■問合せ 税務課管理収納係
TEL 72-11111（内線
3）

固定資産税・軽自動車税の納税通知書の元号表記について

今月通知の固定資産税・軽自動車税の納税通知書の元号が旧元号「平成」での表記となっていますが、「平成31年」は「令和2年」にそれぞれ読み替えていたことをお願いします。

なお、軽自動車税納税証明書（継続検査用）も有効ですので、車検の際にご利用ください。

■問合せ 税務課固定資産税係
TEL 72-11111（内線15
6）、税務課課税係 TEL 72-
11111（内線154）

染防止の観点から国のグリーン化施策を進めるために、平成28年度以降順次、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等について「経年車重課」が適用されています。今年度は平成18年3月以前に最初の新規検査をされた車が対象となります（新規検査の年月は車検証の初度検査年で確認できます）。

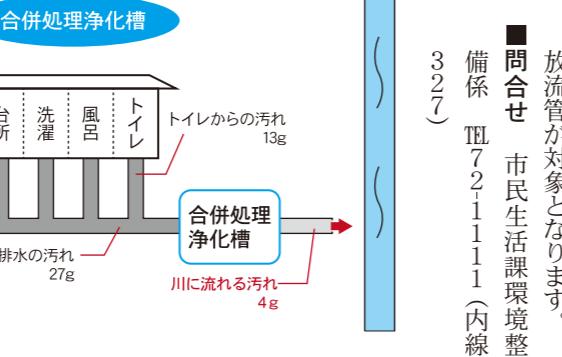
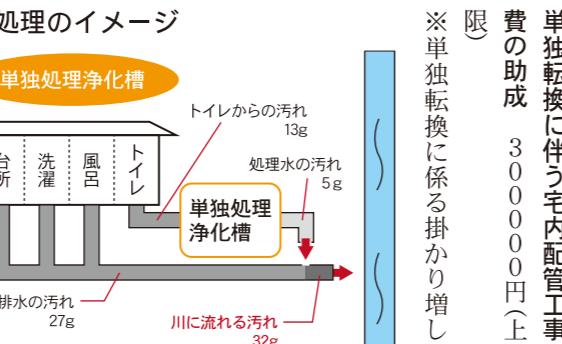
詳しく述べては、税務課課税係までお問い合わせください。

車種区分		重課税額
三輪		4,600円
四輪	乗用	自家用 12,900円 営業用 8,200円
	貨物用	自家用 6,000円 営業用 4,500円

合併浄化槽への切替について

浄化槽

浄化槽には大きく分けて「単独処理浄化槽」と「合併処理浄化槽」があります。単独処理浄化槽は、トイレからの汚れ13g、処理水の汚れ5g、生活排水の汚れ27g、川に流れる汚れ32gです。



児童手当を受け取るには現況届が必要です

児童手当

中学校卒業まで（15歳の誕生日以後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

・3歳未満＝一律15,000円
・3歳以上小学生修了前＝10,000円（第3子以降は15,000円）

・中学生＝一律10,000円
※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5千円を支給します。

※第3子以降とは、高校卒業まで（18歳の誕生日以後の最初の3月31日までの養育している児童のうち、3番目以降をいいます）。

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の手当を引き続き受ける要件を満たしているか確認するためのもので

6月分以降児童手当を受け取るには現況届が必要です

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の手当を受け取るには現況届が必要です

申請は早めに済ませましょう

出生や転入に伴う申請は、届出から15日以内に行なうようにしてください。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受け取れなくなります。

※単独処理浄化槽の清掃、撤去工事、処分に係る費用に対する補助で、撤去が伴わない場合は対象になりません。また、建築物の建て替えによる場合も対象なりません。

単独処理浄化槽を撤去し切替
9,000円
補助金額
補助金額
専用住宅
建物の用途
0円、7人槽＝4,140円
10人槽＝5,480円
0円、10人槽＝5,480,000円
0円、10人槽＝5,480,000円
0円、10人槽＝5,480,000円
0円、10人槽＝5,480,000円

※単独処理浄化槽の清掃、撤去工事、処分に係る費用に対する補助で、撤去が伴わない場合は対象になりません。また、建築物の建て替えによる場合も対象なりません。

8月3日(土)・4日(日)
さつま黒潮「きばらん海」枕崎港まつり
問合せ きばらん海事務局 TEL 72-1072

ポロシャツ＆Tシャツを販売

今年の『さつま黒潮「きばらん海」枕崎港まつり』は8月3日(土)・4日(日)に開催されます。今年も恒例のポロシャツ・Tシャツを「きばらん海事務局」で販売しています。

品名	色	サイズ	価格
ポロシャツ	ホットピンク	SS・S・M・L・LL・3L・4L・5L	3,000円
Tシャツ	ブラック、白、ブルー、ネイビー	S・M・L・LL・3L・4L 120cm～160cm	2,000円

ボランティアスタッフ募集

まつり当日、準備やイベントに係わるさまざまな業務を行うボランティアを募集します。詳しくは、「きばらん海事務局」へお問い合わせください。

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の手当を受け取るには現況届が必要です

出生や転入に伴う申請は、届出から15日以内に行なうようにしてください。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受け取れなくなります。

■問合せ 福祉課社会係 TEL
2-11111（内線136）